

会 議 記 録

政策企画局 市民参加・協働推進課

開催日	平成 24 年 8 月 20 日(月)	開催時刻	13 時 30 分から 15 時 30 分
会議名	上田中央地域協議会(平成 24 年度第 5 回)		
出席者	浅井委員、飯島委員、尾沼委員、河田委員、神林委員、久保田委員、栗内委員、佐藤委員、塩入委員、中村一樹委員、松澤委員、宮坂委員、宮本委員、矢島委員、山浦委員 (欠席者)村上委員、中村彰委員、藤川委員、宮島委員、渡邊委員 (事務局)神林地域振興政策幹、北沢市民参加・協働推進課長補佐、堀内市民参加・協働推進課主査 (説明者)観光課：関課長、都市計画課：翠川課長、商工課：竜野市街地商業活性化係長、文化振興課：久保田文化財保護係長、廃棄物対策課：石井リサイクル推進係長、農政課：小林農業振興担当係長、市民参加・協働推進課：北沢市民参加・協働推進担当係長		
会議次第	<p>1 開会(事務局)</p> <p>皆さんこんにちは。たいへん暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から第 5 回上田中央地域協議会を始めさせていただきます。</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>皆さんこんにちは。毎日暑い日が続いていますが、暑くて皆さん大変だと思います。先日は交流文化施設の工事安全祈願祭がありまして、本日出席されています塩入自治連会長さんと共に式典へ出席させていただきました。大きな事業がこれから始まるということで、多くの市民の皆さんが期待している事業ですので、予定通り完成させたいというお話でしたので、期待をしたいと思います。</p> <p>なお、本日は前回皆さんで決めていただきました第 4 期としての研究課題(テーマ)についてとりまとめ、確認していただきましたが、検討を始める前に平成 18 年から地域協議会が発足して今期で 4 期目になるのですが、今まで 19 年度、21 年度、23 年度に中央地域協議会として意見・提言を市の方に申し上げた訳ですが、この意見・提言についても市としての取組状況、進捗状況についてお聞きすることが、大切ではないかということで今回、6 項目について市から説明をしていただきます。その後、質問等をお聞きしたいと思います。それではお願いします。</p>		

事務局： ありがとうございます。では次第に沿って会議事項に入りたいと思います。

3 協議事項

- 資料・中心市街地の賑わいの創出について（中心市街地活性化基本計画の概要）
- ・上田中央地域協議会への提言に対する経過説明

会長： それではお手元の次第に沿ってお願いします。では最初に「中心市街地の賑わいと観光事業への活用について」、この件は平成 19 年度の意見書として提言していますが、この件について担当の商工課から説明をお願いします。

商工課： 商工課市街地商業活性化担当の竜野と申します。それぞれの立場でお世話になっております。特に中央地域の皆さんにおかれましては、中心市街地の活性化に対してご協力を賜りましてありがとうございます。また、本日このような機会をいただきましてありがとうございます。この件について私の方からご説明させていただきたいと思います。お手元には事前に資料をお渡ししております。このうち、中心市街地活性化基本計画の冊子は以前お渡ししてありますが、新しい委員の皆さんには今回お配りしました。併せて今日はダイジェスト版もお渡ししてあります。こちらを使いながら説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

最初に概要を説明します。中心市街地活性化については、以前から課題とされ、平成 17 年に「中心市街地活性化基本計画」を市でつくりました。この時も一定の成果が得られましたが、その後は十分な成果も無く、又更に地域内の環境も変わってきたこともありまして、国の法律、様々な状況に対応して平成 22 年度に新たに現在の「中心市街地活性化基本計画」を策定し、これについて内閣総理大臣の認定を受けた経過があります。

現在、108 程全国で認定になっておりますが、上田市はその内の 96 番目になります。この認定を受けることによって国の有利な制度、補助金等を引き出せるというもので、「選択と集中」という国の考えで、事業を着実に実行していくことで活性化を図るというものであります。

計画期間については、こちらのダイジェスト版にも記載しておりますが、22 年の 3 月から 27 年の 3 月までの 5 年間が実施期間となっておりまして、193 ヘクタール、資料の青で囲ってある所がそのエリアです。いわゆる中心商店街を含んだ上田城跡公園、そして駅前を含んだエリアです。この中で様々な事業を展開することによって活性化、賑わいづくりをして行こうという枠組みです。テーマは「400 年を超えた城下町ルネッサンス」で、これは上田をつくり治めた真田氏に思いを馳せて、もう一度地域内分権をベースに活性化を図っていこうというこの当時

の委員さんの思いが込められています。

目指す所は基本方針として生活快適都市、交流快適都市です。そして、国からの補助金を引き出すという代わりに、国とは3つの約束をしています。

1つはこの間に様々な事業展開をすることによって中心市街地の「居住人口」を増やす。これについては平成20年を基準として、26年度の段階で7千人強にしよう。そして「歩行者通行量」についても、一日当たりの歩行者通行量を2万4千人にしようという目標です。又、参考数値目標として、城跡公園や関係施設を訪れる年間観光客を18万人に増やそうというもので、これらを国と約束して、これを達成するために約60の事業を確実に実施していこうということです。

それぞれ順次、事業は行っておりまして、冒頭のごあいさつでもありましたがいよいよ交流文化施設の建設が始まります。これも一つの大きな事業でして、賑わいづくりの一つということで、今後国の交付金をいただきながら実施してまいります。細かい事業については資料に記載してありますのでご覧いただければと思います。最後に、中心市街地の活性化の主体は商店街であり、街の皆さんでございます。それぞれの皆さんが取り組もうとしている事業を市役所としても支援をしながら共に活性化を図るということです。商店街の中にも自ら主体的に取り組み、松尾町のように「フードサロン」を作りながら活性化を図ろうとしているところがあります。又、今年は特に市民団体が街中で色々と事業を展開していただいています。それによって新たに商店街の皆さんと地域の皆さんとの連携によって、街の活性化を図っていくそんな枠組みが出来ていければ良いと思っております。更には多くのマンションが増え、居住人口が増えていますが、こうした新しい住人との連携が安定した商店街の活性化に繋がると思います。いずれにしても計画実施については道半ばです。今年は中間報告の年になっておりますが、この取り組みの中で皆さんと共に活性化を図ってまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力いただければと思います。また、観光については上田城跡公園、池波正太郎真田太平記館に多くの観光客が訪れていただいております。そういった皆さんとも連携していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。簡単ではございますが、現在の状況について説明とさせていただきます。

会長： ありがとうございます。只今、「中心市街地の賑わいと観光事業への活用について」の説明がありましたけど、ご質問等ありましたらお願いします。

委員： この資料は22年に作成されてもう2年経っているので、この状況から変わっていると思いますが、資料の「商業と観光の結節拠点」でこのビルの写真でこれは何をイメージしたのですか。

商工課： これは、中央交差点付近になりますが、この時は外観図になりますが、民間のマンションの計画がありました。その後、内容が変わりまして、現在、高齢者施設、デイサービスを含めた居住スペースができております。それと手前にゼブンイレブンが出来ました。これはまさに、上田駅とお城と池波正太郎真田太平記念館、あるいは柳町への結節地点として活性化を図っていこうと構想を進めているところです。

ちなみに別の予算ですが、新規の事業としまして街中に真田十勇士像を設置しまして、ここも中心地という形で取り組む予定ですが、そのようなことも手段として、取り組んでいます。

委員： 真田十勇士像の話がでましたが、それは決定ですか。

商工課： 財団法人自治総合センターの「宝くじ助成金」という100%助成があります。そちらが採択になりました。そのお金が1千万円ほどですがこれを活用して作るようになっていて、現在、商店街を中心とした検討委員会で検討しながら、そろそろ発注しないと間に合わない段階なのですけど今年度中には建設、設置の予定です。

委員： 設置場所とか、像のモデルは検討委員会でおこなっているのですね。

商工課： 7月16日の広報でお知らせをして8月10日ごろまでにはご意見等お寄せ下さいとしておりますが、まず、設置場所については商店街の活性化、街中回遊ということで商店街の方に決めてもらっています。像のイメージについても検討委員会で考えていただいております。

委員： この資料には駅前のイトーヨーカ堂が写っていますが、一番は駅前のその跡地が草だらけになっていて、この地域協議会でも跡地を何とかしようと考えています。これから分科会を作り検討をするのですが、現在、市としてどのような考えをお持ちなのか聞きたい。

商工課： この件については、市議会の質問でも出ております。結論としては私有地ですので、市としてはどうこうと申し上げられませんが、そのことも地権者の方に伝えてあります。そうしたことで、市としても地権者の方と打合せをしながら整備を進めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。

委員： ここ最近の話だと思いますが、信濃毎日新聞の記事の中に国土交通省が「これ

から将来のことを考えて、コンパクトシティ化に対して支援をしていく」と記事がありました。その中でいわゆる、公共交通機関に対して真剣に取り組んでいきたいと書かれていましたが、これから少子高齢化で、10年20年先を考えた時に交通網をどうしていくのが非常に大切だと思うのですが、その件について市の方ではどのような議論されているのかお聞きしたい。

商工課： 国土交通省の記事についてもチェックをさせていただいていますが、この中心市街地活性化基本計画自体もコンパクトシティを前提とした選択と集中という中での取組です。上田市は、地方都市にあって、色々な都市と比較しても、駅、中心市街地、病院等も存在し、比較的恵まれていると言われていています。ただ、それで良いと考えておらず、今回計画に沿って事業を行っていますが、やはり客観的に見てここが恵まれていると思われるのは民間の皆さんがマンションをつくっています。これは他の都市では基本計画の中で行政が誘致しながら居住人口を増やしているのですが、上田についてはそのような事業を民間で行い居住人口を増やしていただけるのは、やはりインフラがある程度まとまって居住空間があるからだと思います。それと、今のところマンションは売れていると聞いておりますので、住む方も増えていると考えると行政としては良いかなと思っております。

委員： マンションを民間で造ってくれるからありがたいとお話されていましたが、マンションができてもお買い物のお店がどんどん潰れてしまうのは住む方にとっても不便だと思います。今通ってきたのですが、近藤ビルさんの跡地にマンションが出来るみたいですが、住む人が増えてもお買い物をする場所が無ければ、お買い物に行くのに自動車で行くので中心商店街は駐車場も無く、とても快適だとは言えないと思いますが、その辺については何か計画がありますか。

商工課： おっしゃるように私共としては、商店街につくる集合住宅について基本的に一階部分は、お店（店舗）に入っただくようお願いをしています。そういった意味では商店街との連携、お店と繋がって一つの商業空間と考えておりますので、近藤ビルについても一階部分は3店ほどのお店が入る計画で進めています。商業空間の連続性を確保していきます。

委員： その3店舗のお店の内容は何ですか。

商工課： そこも民間なので聞いているところでは、まだこれからとお聞きしています。

会長： よろしいですか。それでは時間の関係もありますので、先に進めたいと思いま

す。中心市街地の活性化については、ありがとうございました。次に「ふるさと上田先人館の創設について」これも平成 19 年に提言されていますが、これも担当課より説明をお願いします。

文化振興課： 文化振興課文化財保護係の久保田と申します。よろしく申し上げます。「市の指定文化財と旧上田市立図書館をふるさと上田先人館に」というご提言です。市の指定文化財の旧市立図書館なのですが、この活用についての回答の中では、「庁内の関係部局と連携を図りながら市としての方向性を検討してまいりたい」と回答しました。

簡単なこれまでの経過ですが、この建物は石井鶴三美術館として、小県上田教育会が使用していましたが、平成 20 年 3 月に使用賃借契約を解消し、その後、市の主催するイベント等で使用したり、団体や企業から短期の賃貸申請があったのでその都度、貸出してまいりました。

現在は長野大学の「蚕都上田プロジェクト」と賃貸借契約を結んで「蚕都うえだ館」として使用されています。

回答の中に老朽化の課題についても申し上げたと思います。その中で特に一番懸念されるのは耐震の問題で、現在この建物は公有財産管理課の判断で 2 階部分は使用を停止しています。特に耐震診断をした結果の上での判断というわけではありませんが、市の建築技師の判断で耐震診断をすれば「問題あり」という可能性が大きいということで、使用を停止しています。市の所有する建物の耐震診断及び補強工事については、計画を立て「上田市耐震改修促進計画」に基づいて優先順位を決めて災害対策本部や避難施設になるような、学校とか保育園といった建物を優先的に行っています。非常にお金が掛かる事業ということで、しかも急ピッチで行なわなくてはならないということで、数年先まで予定が詰まっているということです。

旧上田市立図書館についても相談をしたのですが、今のところ診断の計画対象外の建物となっていて、しかも公共、公用の使用としての目的ではなく、普通財産の建物になるので今のところ補強工事等をする見通しが立てられない状態です。文化振興課としてもしばらくは普通財産としての目的ということもあって、貸付用として市の収益として財源に当てるための財産という位置づけになっている建物ですので、当面はそのような建物の使い方として様子を見たいと思っています。

ご提案の施設としてはそのような状態なのですが、ソフト事業として先人の顕彰についてはやっております、ご報告させていただきたいと思います。平成 20 年度に、上田市誌人物編に、丸子・真田・武石の偉人を加えて上田市の公式ホームページに「上田人物伝」として掲載してあります。また、広報うえだでも平成

20,21 年度に連載ものとして紹介しました。

又、情報ライブラリーでは平成 16 年から「地域の文化を支えた人々」として常設展などを活用し、50 人ぐらい顕彰をして講師の先生を招いて講演会なども開催しています。

市立博物館では、平成 18 年度の山極勝三郎博士の特別展開催をきっかけとして寄贈していただいた資料がたくさんありますので、山極勝三郎記念特別室を設けてそこで山極先生を顕彰する部屋を設けています。又、中央公民館では「信州上田の偉人」というテーマで、原町の商店街と共催で、講演会を実施しています。三吉米熊、山本鼎、ハリークシゲタ、久米正雄、新田潤の講座を開催しています。また今後、整備されます交流文化施設においては、郷土の芸術家の作品の展示を顕彰する部屋が造られる計画となっています。

結論としては、建物を「ふるさと先人館」として活用していくことについて、安全面での問題もあって公共的な展示場所として使用するというのは、今のところ難しいということでもあります。今後はその他の施設を活用しながら先人顕彰を考えていきたいと思っております。そのようなことをご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長： ありがとうございます。只今の件で質問ありましたらどうぞ。

委員： 2 階部分を旧上田市立図書館は使ってないということなので、須坂に旧上高井郡役所という建物があり、明治時代の建物です。上田の旧図書館は大正にできた建物ですが、須坂の旧上高井郡役所は床にスチール版を入れることによって床と階段を補強して耐震というほどのものではないかもしれませんが、床が音をすることの無いように使われています。旧市立図書館もとても良い建物だと思うので、順番もあると思いますが予算が付き次第、床に鋼板を入れていただいて、そしてできれば北東の隅にエレベーターも設置してもらい車椅子でも二階に上れるように、という使い方を検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

文化振興課： ありがとうございます。具体的にいつということは明言できませんが、実際に改修の段階になりましたら、活用が広がるような形で改修ができれば良いと考えています。

会長： 他に何かありましたらお願いします。今の話だと先人館を新たに設立するというだけでなく、既存の建物を活用しながら先人を顕彰していきたいということですか。

文化振興課： はい。今ある博物館、情報ライブラリーなどを活用していくという形で、旧上田市立図書館は今のところ展示施設としては使用できず、もう少し時間をいただかないとそういった検討に入れないのでよろしくお願いします。

会長： 耐震診断は旧図書館もそうですが、公共施設の全てで済んでいるのですか。

文化振興課： この前、担当課に問合せた時に、積極的に皆様にお話するまでには診断ができていないというお話でした。

会長： 皆さん他に何かありましたらお聞き下さい。いずれにしてもこうして中央地域協議会で提言してあるということは文化振興課としてもある程度、具体的な方策を将来的には示していきたいということによろしいですか。

文化振興課： 私共としては、先人顕彰というのは基本計画に位置付けてある事業ですので、積極的にやらなくてはいけないと考えているのですが、今、旧石井鶴三美術館を先人顕彰の場にするというのは困難だと思いますので、場所を固定するのではなくソフト事業等でその他の既存の建物を活用しながら進めさせていただきたいと考えております。

会長： ありがとうございます。それでは続いて順番前後しますが、「生ゴミの減量化と活用について」廃棄物対策課、農政課から説明をお願いします。

廃棄物対策課： 廃棄物対策課の石井と申します。よろしくお願いします。日ごろは大変お世話になっております。ありがとうございます。私共の課に関係することでは、「生ゴミの減量化と活用について」ということで、ご提言をいただいております。

この事業について、市としては最終的には公設民営の堆肥化施設を造っていきたいという構想は持っております。それにあたっては以前からお話させていただいておりますように、製造した堆肥をいかに有効に利用するか、出口をどうするか、一番大事ではないかと考えております。堆肥を作っても使い道が無ければただの廃棄物ということになってしまいます。

農家の皆さんに使ってもらえる堆肥を製造して、それを有効に使うシステムを構築できなければこの事業は上手くいかないと考えております。そのためにはまずモデル事業を実施しまして、安心・安全で品質の高い堆肥を製造する手法・方法を研究していく必要があります。

それから、このモデル事業の実施にあたりましては、畜糞を堆肥化する手法、

販売に関するノウハウがある JA と連携をして取り組んでいく、ということについては以前からこの協議会の中でお話をさせていただいたと思います。

その後の経過についてですが、JA、市の農林部と連携して過去に実施したモデル事業の課題の検証や先進地への現地視察を行いながら試験施設の検討を行ってきたところです。どこでやるかという試験施設の検討で何箇所か候補は上がったのですが、周辺の絡みもありなかなか決まりませんでした。

そんな中、昨年暮れにようやく JA 塩田堆肥センターでモデル事業を行うことが決定しました。今年の 2 月から旧上田市内で自校給食をやっています小学校の調理で出た野菜くずなどを使用したモデル事業に着手しました。対象を学校給食の野菜くずに限定したという理由は、以前 JA と次に塩田の民間事業者とモデル事業をやったわけですが、臭い問題、異物の混入の問題がありまして、頓挫した状況になり、改めて今回取り組むことになりました。

前回、JA と連携して取り組んだ際に異物の混入が多々あったということで、異物が除去できるような対応策を考えました。最終的には振るいの機械に入れて異物がない堆肥が出荷できる状態になるまでは、まず間違いのない施設から始めることが必要ではないかということで上田市内 3 校の自校給食校が決まりました。

現在は、それを継続しながら、真田地域の小中学校も自校給食をやっているということで真田地域分も加えてやっています。今回のモデル事業の前回との違いですが、基本的には大きな違いは無いのですが、あくまで今回は実用化を前提した検証とお考えいただきたいと思います。

今、JA では畜糞を原料とした堆肥、スーパーコンを実際に作って販売もしています。従いまして、製造のノウハウ、販売の実績、販路をもっておりますので、今回についても全く新しい堆肥を作るのではなく、これまで積み上げてこられた JA の知識・経験を活かして畜糞に生ゴミを混ぜ込むかたちで堆肥を作っていくのが現実的ではないかと考えております。

こうしたことから今までもモデル事業をやってきましたが、まずは、学校給食の堆肥化実験を始め、次に振るい機、今年度入れようと JA と協議をしているのですが、それが入って異物の除去ができるようになりましたら、次のステップとしてご家庭の生ゴミ等に少しずつ着手していきたいと考えております。

なかなかすぐには進まないところもありますが、少しずつ進めてまいりたいと考えています。

それと、ご提言の中に生ゴミ堆肥化機器の補助金の見直し、新たな支援制度の提案についてもいただいております。各家庭で生ゴミ機を使っていただくことについては、可燃ごみの排出抑制について大変効果があると私共も考えております。補助金については出来るだけ皆さんに良く知ってもらいたいと思い、様々な機会でご周知を図っています。例えば、広報、クリーンセンターの敷地内にあります工

コハウス等を通じて周知を図っています。

補助制度の見直しについては私共も検討が必要と考えておりました、今年度実際に補助金を使って利用されている皆さんに対して利用状況調査というものを実施する予定で、現在、アンケート調査の内容を検討しています。従いまして、アンケート結果も踏まえながら市の方で検討していきたいと思っています。よろしくをお願いします。以上です。

会長： では、農政の関係をお願いします。

農政課： 農政課農業振興担当係長の小林と申します。よろしくお願いします。

「地域振興を視点とした堆肥化システムの計画づくり」としてご提言いただいておりますが、その中で2つあったと思います。堆肥の製品化の件と実際の遊休荒廃地の活用の件です。生ゴミの堆肥化については先ほど、廃棄物対策課からお話があった通り現在進めておりますが、出来上がった製品を実際に土壌に入れて使うという試験を、来年春の作付けに合わせて栽培者やJAの協力を得ながらやっていきたいと思っています。

今後、生ゴミ堆肥の製造実験、製品が完成した時点で、成分的にこの方法で問題なく、販売可能と見極められる状況になりますと、生ごみを入れて作った堆肥は通常の物とは別にお勧めしていただけるだろうと考えております。製品が完成した場合には当然、生ゴミの排出者、地元への還元も考えていきたいと思っています。例えば、学校、公民館活動、公共の花壇や家庭菜園、自宅の花壇に使える所にも提供し循環できる仕組みづくりも考えていきたいと思っております。

それから遊休荒廃地の活用についてもご提言をいただいておりますが、荒廃地の現状についてお話しします。この荒廃地の再生について、上田市では年間10haを解消していこうという数値目標を定め再生を進めております。この農用地において、あくまでも農業生産活動を目的とする再生事業ということであれば、補助金があり国費が投入されています。今の仕組みとしては事業者（再生者）がいて、その人が生産の目的があった場合に農地を再生するお手伝いをしているというのが現在の再生の形となっています。

地域の振興を視点としての地域の方々が参加する遊休荒廃農地の解消ということと考えられるのは、いわゆる学童農園や家庭菜園があるかと思いますが、いわゆる遊休農地は場所的にもわりと山沿いの小さな畑であるような所であり、市民の方の農園を設置するのはなかなか難しいと思いますし、また、この様な場所へできた家庭菜園等について地域の方々が親睦の場の拠点として利用するのに、こういった形で利用するのか方法を検討していく段階で、正直なところなかなか前に進んでいない状況であり、このハードルをクリアしなければならないと思って

います。

現在、上田市には市民農園が 21 箇所、240 区画ほどあります。時期になると募集をかけていますが、ほぼ、埋まり一般の方々に使われています。地域で新たな市民農園等の要望があれば検討をしていく体制はありますが、ここ数年は、直接そのような要望はきていない状況です。いずれにしましても市民農園、学童農園の農地だけではなくて、そこに来る人々の駐車場の問題等色々あります。地域の真ん中にそのような場所があれば活用していきますが、現状は条件が悪いところですので、今後、そのような所をいかに解消していくかも考えて、地域の皆さんに提案できるような仕組みづくりも考えていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

会長： ありがとうございます。ではこの件について質問ある方をお願いします。

委員： この提言をしたのが 2 年半前ですが、その時の回答と今とではあまり変わらない部分があるとお見受けいたします。なぜこの提言をしたかという市民からこのような提言をしたというのはまず、珍しいものだと思うのです。と言うのは、ゴミ焼却場がもたないというのと、最終処分場がいっぱいになるという現状があり、何とかゴミを減量しなければならない。生ゴミを今燃やしている限り、炉はどんどん劣化して、何とか生ゴミを減らして炉を持たせなければならないという危機感を持って我々は提言させていただきました。

この中央地域協議会に関わる自治会にアンケート調査もしました。その中で、生ゴミを分別して出したいという多くのご希望もありました。その中で堆肥化のモデル事業としてこの地域は中心商店街を含む住宅街が多く、田畑がある地域ではないので生ゴミを何とか分別して堆肥化して生ゴミを減らそうという提案、これを地域住民から提言するという、なかなか珍しい例だと思う。

本当は行政が危機感をもって皆さんお願いします、と逆に提言するのが筋だと思うのですが、もっと危機感をもって進めてもらいたいと思う。今のお話の中では少しずつモデル事業をやっています、とお聞きしました。私達も最初から出口の問題は、出口が整わない限りこれは事業化にならないと散々知らされてきて、でもそのことは行政が関係なくやることではないのか、と思い提案させていただいたが、経過をお聞きする限りその点は理解されていないと思った。この自校給食の残飯でなくて、野菜くずだけを入れて堆肥が出来るというのは例えば綺麗な堆肥が出来るかもしれないが、それでは一番の目的の炉をもたせるために住民から出る生ゴミを減らして焼却ごみを減らすにはなかなか到達しない。だからその部分をもっと危機感をもって進めていただかないと、前に進まないと思う。販売の利益をするのが目的ではなく、生ゴミを減らすのが目的なのでそこを市が補助

していく。市民の力を活用してもらいたい。自分達はやる気があってやってきたのに見えてこない。

それとお話の中に無かったのはこの検討委員会を庁内の中でつくっていただいて、その中に市民も参加していきたいと提言したのですが、その点についてはどうですか。

廃棄物対策課： この件については先ほども申しましたが、最初に JA、次に民間の事業者と連携して取り組んでまいりましたが中止となりました。結果、もちろん行政としてもゴミを減らしていかなければいけないという考えでいますし危機感をもってやっております。何もしていないというわけではないのでご理解いただきたいのですが、今お話がありました市民の皆さんにも参加していただいて検討をしていくということに関しては、そういった形で進んでおらず、その点については申し訳ないと思います。

それと進捗が遅いのは、我々も反省しておりますが、出口の問題もありますし、もう一つはどこで実証実験を行うのか検討するのに時間が掛かりました。候補地はいくつかあったのですが、試験をやる場所すらなかなか決まらない状況で、最終的には JA に前にやっていただいた塩田の堆肥センターで受けていただいたのですが、塩田の堆肥センターについても専用の試験施設ではありませんので、スーパーコン（堆肥）を作りながら合わせてやっている状況です。大きな施設ではないので色々なルートを作って試験をしていくのは難しく、現在の施設を使いながら、少しずつ確かめながらやっていく必要があり、本来の施設に影響が出るようではいけないという事情もあるということで、是非ご理解をいただきたいと思います。施設の準備や一定の条件が整いましたら、家庭ごみについてもご協力をいただきながら取り組んでまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

会長：他に何か質問ありますか。

委員：堆肥化というのは大変なものなんですよ。なかなか出来るものではありません。先ほど、行政の方でも給食をモデルにして取り組んでいるとお話を聞きましたがその次の段階として、市の小学校、中学校の生ゴミを回収してそれをいかに活用できるかを進めた中で一般の家庭の生ゴミは、特に夏場は普通の時よりも3から5倍出ると思います。そのようなものを減らすことについては相当の費用と人数、時間があるわけです。まず、これから給食が始まりますが、そのところを上田市全体で取り組んでいただいて少しモデル的なものを作って提言してもらえればと思います。

会長： 山形県の長井市に先日、自治会連合会の役員会で視察に行ってきたのだが、ここで聞いた話では流通も上手くいっているし、要するに市と市民が協力しあって、街から出る生ゴミを堆肥化して農村部の人たちに全部使ってもらおう。できた野菜は専門の店に全部集めてそこで安く売っていてそのような仕組みになっている。上手くいっていると感じて帰ってきた。逆に足りないくらい需要があり、供給が追いつかないようです。その辺のところも行政としても参考になるので見てもらいたいと思う。時間をかけて検討するのも大事だけど、ある程度時間をかけたら決断することも大事だとお聞きした。

委員： 私も皆さんのように戸田市へ視察に行ってきました。全てゴミはお金である。と言う考えのもとやっているということで、生ゴミだけでなく新聞等も一円でも高い所に業者の方をお願いしていて、これは成功している例だと思いました。

小さな都市の方が上田市より上手くいくような気がします。何か出来る事から始めたら良い。行政の女性の方が本当に一生懸命になっていて説明もしてくださったのですが、妥協はしないということで、大きい市に囲まれながら頑張っていて感動して帰ってきたのですが。ゴミはとにかくお金だという事です。

廃棄物対策課： ありがとうございます。長井市の取組は話では聞いております。先日、栃木県茂木町を訪れ、つくった堆肥で野菜を作りブランド化して売り出している状況も視察してまいりました。なかなか進んでいかないところを見ると皆さんには歯がゆい思いもあるかと思えます。私共もそのような思いはあるのですが、少しずつ進めてまいりますので皆さんのご協力をお願いします。

委員： 自治連で研修に行った長井市は人口が少ないから残飯も少ないし、周りに田畑もいっぱいある。だから需要があって使うところもある。上田の場合は、田畑もいっぱいあるし、それをどうやって配るかも問題になる。それに堆肥化施設の整備もある程度時間が掛かるので、例えば10年なら10年計画でやらないと。堆肥にする場所もここでも問題になったが、実際引き受けてくれる所が無い。特に上田の場合、クリーンセンターの問題もそうだけど、そのような所が無ければ、堆肥の処理も出来ない。後、一番は分別の問題。やはり計画的にお願いしたい。

委員： 分別は戸田市もやはり市民の皆さんがその気になるまで努力したと苦労話を聞いてきました。

委員： 私の街なんかもそうですが、外国人の方がいっぱいいる。そのような人が今だって全然分別しないでゴミを出している状態。ここからしっかりしていかないと堆肥化の問題どころではないと思う。

それと生ゴミには水が含まれていて、この水分があるから焼却炉も傷む。水分を無くすには長井市のように、下にスノコみたいに二重になっているバケツのような物を活用して、あれを使うと水分が落ちて回収するに楽だと思う。そのような検討は上田ではないのですか。

廃棄物対策課：　そうですね、実際、視察したなかでも二重のバケツで一回、水を切った上で出していましたので、そういうことも考えていかなければならないと思います。

会長：　それではこの件については終わりにしたいと思います。ありがとうございました。ではここで5分ほど休憩に入りたいと思います。(休憩)

会長：　それでは再開します。では、「北国街道を活用したまちづくりについて」文化振興課、都市計画課から説明をお願いします。

文化振興課：　文化振興課の久保田と申します。先に歴史的資源の学術調査の実施について説明します。前回のご提言で、調査研究を実施し、改めて関係する皆様と詳細な打合せをする中で順次調査を実施してまいりたいと回答したのですが、提言には調査実施にあたっては全面的に地元自治会が協力しますと書いてありますので、早速、協議をお願いしたいと思っておりましたが、その後進んでいない状態で大変申し訳ありません。この度、このような機会をいただき、本当にありがとうございます。

北国街道沿いの文化遺産については、とても重要な資源と認識しております。特にこれから上田城跡の整備が本格化しますと、お城と城下町、街道は切っても切り離せないのも、このような資源がより重要になってきます。北国街道を皆さんに調査していただいたのですが、これまで皆さん以外にも民間団体、行政としても調査を行い、高い評価を受けています。上田市でも平成元年頃から、県が近代化遺産調査を始めましたので、市独自でも下調査をしてきたわけですが、その一部については建築専門家の先生にお願いし、近代化遺産や施設等の基礎調査を実施してあります。しかし、皆さんのご提言の主旨であるような建物単体ではなく、建物の建造物群、一帯をなしている環境物件等も含めたような調査はまだ上田市として実施していません。非常にやらせていただきたいと願っていたのですが、予算の都合等もあり進んでいないのが現状です。

ここで文化財保護行政のお話をしますと、文化財行政とはたくさんある文化財のうち、重要な物を指定、選定、登録という形で選択していき、それを重点的に保護していく。もう一つは文化財の学習活動や、文化財愛護活動、地域活動をし

ていただいた皆さんに支援をし、それを推進するということが我々の大きな仕事となります。

2番目の提言については文化財指定とまでは考えていないということですので、考えられる手法としましては文化財指定を前提としない調査をするということになるのかなと思います。具体的にはどのような調査をしていくのかといいますと、基本的には担当課でやるとすれば指定を前提とした調査が基本なのですが、それ以外では2つの方法が考えられます。

1つは皆さんの調査研究されたものを経験と成果を具体化させていかれたら良いなと思っていて、そのためには調査をやってくださった協議会の皆さんの中から、ご有志の皆さんを代表とした組織を作っていただけないかなと思います。その皆さんが、調査・研究等行い、自治会との話し合いもして進めていく役割を担っていただく方法が1つ。その上で調査主体は、上田市教育委員会が行なう場合と、皆さんの組織がやる場合の両方が考えられますが、教育委員会がやるのであれば、文化振興課の方で予算要求をしてやるようになると思いますし、皆さんの方でやるのであれば例えば地域振興の補助制度を利用して、活動を行うようになります。

では、実際の調査はどのようにするのかといいますと、長野県内にNPO法人がありまして、例えば伝統的な建物に関わる職人さんや建築士、専門の研究者、大学研究室等の皆さんから構成されています。どんな調査も出来る方達なので、実際、進めて行くにあたっては、これらの機関も活用すれば良いかなと考えています。どちらの場合であっても実施するにあたりましては、市教育委員会としては地元の皆様へのご支援をしてみたいと考えております。

また、提言書の中に「学習会、定例会研修などを通じて街道沿線に現存する街並みや建物の景観等について新たな発見の感動を覚えた」と書かれているのですが、このように感じる方が増える調査になれば良いなと思っています。そのような人が増え、「これは地域共有の財産なのだ」という声が増えれば、所有者の皆さんも建物を保存していくにあたり非常に励ましいと思います。なお、この先の進め方については、細かい調整が必要ですので、個別にどのようにしていくか決めていきたいと思っています。今後、実施の段階になりましたら協議させていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

会長： では次に、都市計画課の方をお願いします。

都市計画課： 都市計画課長の翠川と申します。よろしくお願ひいたします。前回、平成22年7月に回答させていただきました、景観重要建造物等の関係について現在の状況をお話したいと思っています。前回、北国街道を保全活用したまちづくりに関

するご提言をいただきましたが、提言に対する回答の中で、「景観形成重要建築物等の指定」が簡易な方法で指定できるかはさらに研究が必要です、と回答させていただきました。

今日は、その後の進捗の説明につながるか分かりませんが、現在の景観条例での景観形成重要建築物の指定についての説明と、今2年ほど前から動き始めています新しい景観計画の話の2つをさせていただきながら、説明をさせていただきます。

まず、景観形成重要建築物等の指定については、現行の景観条例に規定されている事項でございます。景観形成上、重要な価値があると認める建築物及び工作物を景観形成重要建築物及び景観形成重要工作物として指定することが出来る、という景観条例の規定になっています。これらの景観形成重要建築物等を指定した際は、保存計画を定めて所有者等は保存計画に基づき管理することになっていまして、景観形成重要建築物の所有者は、増築、改築、移転、除去、修繕、模様替え、外観の変更を行う時はあらかじめその内容を届け出なければならない、と規定されています。その際、市長が景観形成重要建築物に対して必要があると認めるときは、その所有者等に対し技術的援助を行い、保全に要する経費一部を助成することが出来る、と規定されています。

現在、上田市では景観条例に基づく景観形成重要建築物等の指定はされていない状況で、前段で申し上げました様々な制約が付くことから、平成7年に出来上がりました今の条例においては、景観形成重要建築物の指定がされていない状況です。

ここからは最近の動向の話ですが、現在、上田市では景観計画を策定中です。景観計画とは、平成16年に制定された景観法に基づいて景観行政団体が策定する景観に関する総合的な計画のことですが、この計画では景観計画の区域、景観計画における景観形成の方針、景観形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物等の指定の方針などを定めることとされています。

上田市は、平成24年3月1日に県との協議を経て、景観行政団体に移行しました。これによって上田市でも景観計画を策定していける状況が整いました。それに先立ちまして景観計画の規制等の話を含めて、昨年7月に市内12箇所で市民の皆さんからご意見を伺うための住民説明会を実施したところです。その後、景観計画策定専門委員会ですとか、地域の要望の検討を重ねまして、景観計画の素案が出来上がってきた状況です。

今月8月17日から景観計画の素案について、パブリックコメントを8月31日までやっています。本日開催されるのですが、市内全域の7箇所におきまして景観計画の素案につきまして、今晚から住民説明会を開催することになっています。この景観計画を策定して効力を発揮させるためには、現行条例の改正も同時に必

要になってきます。パブリックコメントや住民説明会等を通しまして、現行条例の改正については12月の議会に上程する予定になっています。この新しい景観計画の中で、定める事項として景観重要建造物等の指定の方針があります。

もともと景観重要建造物の指定については景観法の中にうたわれているもので、市の独自の条例と同じようなことを平成16年に国で制定された状況もあります。法の中の景観重要建造物等とは現行条例の景観形成重要建築物等に変わる名称となりまして、今まで指定の対象となっていました建築物に加えまして、景観上重要な樹木についても指定の対象になってくるということです。

景観法では、景観重要建造物等の指定について景観計画に定められた指定の方針に則し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を景観重要建造物として指定することが出来ると規定されています。

今、パブリックコメントしている素案の景観計画ですが、現行の条例には規定されていない景観重要建造物の指定の基準を定める予定であります。

指定の基準ですが、として道路その他の公共の場所から容易に見ることができるもの。として所有者及び管理者の合意が得られたもの。これが最低の要件です。として上田市の景観を特徴づけられるものであること、として次の4点のいずれかに該当するものでございます。1点目が、景観計画に基づき上田市の景観形成に大きく貢献している公共施設や民間建造物。2点目が、建造物の外観が歴史的な様式として継承しているものや、文化的に重要な役割を担う物。3点目が、地域の目印やシンボルとして市民に親しまれているもので、付近の景観を特徴付けているもの。4点目が、市民から景観形成上重要なものであるとして提案されたもの。ということで、この4点のいずれかの視点によって上田市の景観を特徴付けるものであること、というの要件となっています。以上のように、今の素案では決めているところです。

又、景観法において景観計画区域内の建造物の所有者は、当該建築物について、良好な景観建築物において、基準～に該当するものであると認めるときは景観重要建造物として指定することを景観行政団体である市に対して提案することができる、と規定されています。

このようなことから、指定の基準が定められていない現行の景観形成重要建築物等の指定と比較しますと、指定の基準が定められることによって、建造物の所有者が提案できることが可能であります。景観法に基づいた景観計画による景観重要建造物の指定の方が、現在の条例よりもより実行性が高いものになっていくと考えられます。これが現行の条例での景観形成重要建築物等の考え方と、今策定中の新しい景観条例による景観計画の中での景観重要建造物等の指定の違いです。現在の状況はこのような状況です。以上、ありがとうございました。

会長： はい。ありがとうございました。只今、説明していただきましたが、ご質問ありましたらお願いします。景観計画が策定されれば、建物の街並みによっては重要建造物の指定されることも考えられるのですね。

都市計画課： 今の条例よりも指定の基準が分かりやすくなるかと思います。ただ、教育委員会の調査の状況も踏まえないといけません。指定して修繕等の補助金を数多くの建築物に支援していくことに関しては、次のハードルがありますので、そう簡単にはいかないと考えられます。

委員： 今、現在建っている市内のマンションの高さですが、14階以下ですよ。

都市計画課： 現在のマンションはそうです。

委員： それを超える高さのマンションは上田に無いですよ。

都市計画課： はい。

委員： 私もマンション建設の件で携わった経験からいきますと、15階以上だと高層マンションになって、業者も30階以上にならないと採算が取れないと話を伺った。それは何故かという、スプリンクラーが全室に入らないと許可にならない。だから14階なんだそうです。これからの上田城跡公園の周りの規制がかかると思うのですが、工業地帯、商業地帯においては高さ制限が無いわけですよ。法令でいけば全く無いですよ。

都市計画課： 現在の建築基準法による規制は無いです。

委員： 市での幹部内としては出てくると思うが、業者に教わったが、14階未満は高層マンションの内に入らない。だから14階までだと伺っています。そのような高さ制限で地域的に色々トラブルがあって、これから市の条例、幹部内でも高さについてどこまで規制されるのか、その辺を参考のために伺いたいと思う。

都市計画課： 景観計画は、条例の改正によって発効されるのですが、景観計画の中で今ある景観形成基準というのを、見直すということで、それが高さの規制であったり、緑化率、色の規定であったりします。高さに関してとか、緑化率については具体的に数字で定められるということです。

高さ制限の関係については、都市計画の用途地域毎に高さを決めています。例

えば商業地域については、制限高さ 31 メートルで約 10 階程度です。近隣商業地域では 25 メートル。工業系の地域では 20 メートル。住居地域も 20 メートル。温泉地域、別所温泉等は商業地域も加味して 25 メートル。用途地域外、都市計画区域外については 20 メートル。と制限高さを考えております。それと尼が淵の部分については、工業系の地域ですが、お城の景観を重視したいということで、12 メートルになります。これが景観形成基準で、このようにその地域に合った最高制限を定めることと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

会長： では時間の関係もあり、以上で北国街道の関係は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。続いて「市街地の公衆トイレについて」、これは昨年提言した事項です。観光課から説明をお願いします。

観光課： お世話になります。観光課長の関と申します。よろしく申し上げます。昨年 12 月に市街地の公衆トイレについて、ご提言いただきました。たいへん真剣に取り組んでいただきありがとうございます。今回は資料を基に説明させていただきます。

資料として提言に対する経過説明資料が 1 点、トイレづくりの指針として未定稿の素案をお配りしてあります。まとまった段階ではありませんが、このような方向で進めていきたいと思っております。まず、1 枚目ですが、説明事項として 4 つの状況と経過説明が書かれています。現在の状況として記載しています。

1 つ目として、「市街地の公衆トイレ整備に関する意見書については、トイレ整備と維持管理に関する指針を作成したうえで、段階的に整備を図っていきます」ということで、現在、作成中でありまして、作成後整備を進めてまいりたいと考えています。

次に「すぐに可能な改善は、検討のうえ随時実施してまいります」とあります。これは大きなハード的な改善は難しい状況ですが、これまでは所管する担当課の連絡先さえも表示が無かったので、連絡先を統一的に明記するよう関係部署と協議し実施しました。

3 点目の「管理については維持管理方針の基準を示す中で安心して清潔に利用できるよう水準維持に努めてまいります」これについては、整備指針の中で策定していきたいと思っております。

4 点目「現状施設の改修・撤去については、改善に向けて検討を進めてまいります」については、これまでの設置の経過や、相手の自治会等の状況もでございますので、市としましても定期的に各自治会の方と協議を行っている状況でございます。又、観光トイレについては当面進めてきておりますのが、和式トイレの洋式化について、実施計画に取り込みながら進めてまいりたいと思っております。今年度は、

別所温泉の観光センター1.2.3階のトイレの洋式化を進めています。来年度以降も順次やってまいりたいと考えております。

次に、経過の説明としまして記載してあります。「上田市観光トイレ整備庁内委員会」を一昨年の6月に発足して検討を始めています。それと時同じくして地域協議会の皆さんからもご意見をいただいたところがございます。これまで、庁内で検討をしまして、24年7月に観光課からこんな方向で実施してまいりたいという整備指針の素案を出させていただいています。未定稿ですがお示ししてあります。これは観光課としての見解で、上田市としての方針とは違いますのでご理解いただきたいと思います。なお、この後、予算編成に向けて詰めていきたいと思います。

それから、中央地域協議会からの提言については、主に3つの主旨があると思っています。ハード的な整備計画、これについては計画的に市全体の状況を眺めながら観光課で検討していきたいと思います。そして、維持管理については特にトイレの掃除はどのくらいの頻度でやるのか、なかなか結論を出しづらいので今後調整しながらやっていきたいと思っています。それから、トイレの情報発信について、観光客の皆さんのための案内版の指摘もされています。これについても今後、設計の中に盛り込んでまいりたいと思います。それでは、「観光都市・信州上田 おもてなしのトイレづくりの指針（素案）」をご覧ください。

資料「観光都市・信州上田 おもてなしのトイレづくりの指針（素案）」
たたき台の概要説明（未定稿）

会長： どうもありがとうございました。私もこの提言には関わらせてもらいましたが、このようなものができているとは先が明るいと思います。今後、指針に基づいて実施計画の中で準備されていくことを期待しています。よろしく願います。

会長： それでは時間がオーバーしているのでトイレの関係はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

観光課： ありがとうございました。

会長： では最後に「歴史的地名を保存・活用したまちづくりについて」市民参加・協働推進課から説明をお願いします。

市民参加・協働推進課： 市民参加・協働推進課の北沢と申します。最後になりますが「歴史的地名を保存・活用したまちづくりについて」お示しできる資料がなく、

まだ成果がない状況なのですが、今後順次進めてまいりたいということで、口答で説明させていただきます。

中央地域協議会から昨年12月にご提言をいただき、その中では住居表示の見直しの中で失われた旧町名などの歴史的な遺産に関して、歴史的地名の積極的な使用、既設の表示版、案内表示板の見直し・充実といった提言、もう一点は自治会が主体となって取り組む「歴史的地名を保存・活用したまちづくりについて」の支援をしていくのはどうか、この二点の提言がありました。

この中央地域協議会からいただきました提言に関する取り組みについては、地域振興、観光振興にも繋がっていくもので、市の方としましても進めていきたいと考えております。その中で、今年度からこれまで個々にバラバラにやっていた課の取組みについて、連携して庁内で取り組んでいくことになりまして、先般庁内関係課による検討会議を設置したところでございます。

今現在、この歴史的地名というものも相当、色々なものがありますので、資料の収集等について、文化振興課をはじめとして開始したところでございます。前回の協議会で先進地域についても勉強されたと同様に、これらの取り組みも参考にしながら、ガイドブック等の発行も出来るのではないかと、そのようなことも検討してまいりたいと考えています。この中で、真田による真田の時代、幕末の時代、蚕都の時代、上田の場合は色々な顔がありますので、どの時代、どの範囲の中で、どの対象物にするのか、ひと括りでは難しいと思いますが、できれば何か一つに絞っていく方が良いのではないかと。そのような感じもしております。これも課題の一つとして、今後内部で検討していきたいと思っております。ただ、この歴史的地名の関係につきましては、一番住んでいる皆さんのお考えが大事だと考えていますので、庁内でたたき台を作る中で、地域の皆さんのご意見もいただき進めてまいりたいと思っております。

もう一つの提言として、地域で行う歴史的資源活用に関するまちづくり事業としての支援ですが、現状では「わがまち魅力アップ応援事業」、県の「元気づくり支援事業」を是非活用していただきたいと考えています。当面はこの既存の補助事業を活用していったらどうかと考えております。又、地域の皆さんが地域のことを勉強するにあたり、市の職員が出向いて説明等を行う出前講座というものを設けております。こういったものも是非活用していただきながら、歴史的な遺産等に関する学習を市でもお手伝いさせていただきたいと思っております。

既存の支援事業として「わがまち魅力アップ応援事業」がありますが、今年で制度開始から5年目になります。第4ステージの取組みの中でも「わがまち魅力アップ応援事業」について今後、充実・見直し等の方針も出ていますので、その中で皆さんのご提言に関する取り組みについても、支援ができるよう充実させてまいりたいと考えております。今後も地域の皆さんのご意見をお聞きする中で進

めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。以上です。

会長： どうもありがとうございました。何か質問ありますか。

委員： 庁内検討会議ですが、どこの課が入っているのですか。

市民参加・協働推進課： 政策企画課、市民参加・協働推進課、文化振興課、観光課、都市計画課の5課でやって行きます。

委員： 先ほど、商工課の説明の中で、真田十勇士の話が出ていました。それもかぶると思うのですが、連携はどうですか。商工課が担当でないのは疑問です。観光課なのか商工課なのか統一感を持たせた方が良い。バラバラに地域の中に顕在していると、この街は何なのかと思う。

市民参加・協働推進課： その件は商工振興、観光振興ということで、やりたいという話があったのですが、私共も現在詰めている状況です。お話いただいた件も踏まえながら進めたいと思っております。

会長： 他に何かありますか。

委員： さっきの5課の中に商工課は入っていないわけね。

市民参加・協働推進課： はい。

委員： 像の問題は、架空の物でおかしい。やらなくて良い。という意見もある。

会長： それではこれで全部19年度から意見書の進捗状況をお聞きしました。後は前回お聞きした、原田泰治さんとの連携事業の関係については、次回にお願いすることになりました。よろしく申し上げます。その後、分科会に分かれて具体的に課題を詰めて皆さんに協議してもらいたいと思います。それから、前回、欠席された2名の方に決めてもらいたい。

委員： すみません。次回、教育委員会で上田城の櫓と武者だまりの件で新聞を見たのだが、その件についても説明をしていただきたい。よろしいでしょうか。

会長： 事務局どうですか。説明してもらうように手配申し上げます。

事務局： はい。分かりました。

委員： ちょっといいですか。今日の説明ですが、6項目の内、4項目が資料も何も無い。どういうことなのでしょう。

会長： そうですね。

委員： これってかなり失礼だと思う。部署、部署で色々あるので、手抜きとは思いたくないのだが、少なくとも資料をつけるのは常識な話なので、是非次回からの説明の時はお願いしたい。我々、今まで何やってきたのか全く分からない。それからトイレの件は経緯が分かったが、他の説明は何を言っているのか良く分からなかった。多分、2.3年で担当者も変わられてしまうので、引継ぎの良し悪しもあると思いますが、がっかりした。せっかくお互いに大切な時間を使っているので意義のある説明をしていただきたい。

会長： 分かりました。次回には必ず資料を付けていただいて説明するようにお願いします。

会長： では、2名の方、どの部会に入るか分かれてもらいますか。
(2名に分科会を選んでいただく)

会長： それではその他で事務局の方からお願いします。

その他 ・「中心市街地商店街地域調査」ご協力のお願い
・誰も知らなかった上田ヒストリアのお知らせ

会長： それでは本日はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

4 次回会議の開催と日程について

第6回中央地域協議会 平成24年9月24日(月)

第7回中央地域協議会 平成24年10月23日(火)

5 閉会